

議事の要旨

I 会議名	令和4年度 第2回 甲良町都市計画審議会
II 開催日時	令和4年(2022年)9月22日(木) 午前10時～
III 開催場所	甲良町保健福祉センター 多目的ホール
IV 出席者	委員 甲良町都市計画審議会条例第3条に基づき組織される11名 オブザーバー 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 事務局 甲良町 建設水道課
V 会長の選出	都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長は学識経験者がある者とし、委員の中から選挙にて選出を行う。委員の中に学識経験者が1名しかいないため、滋賀県立大学環境学部環境建築デザイン学科准教授の轟先生にお願いし異議なしの意見を委員のみなさんからいただきましたので会長を轟先生に決定する。
VI 議題	1 「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設における縦覧結果」について 意見等 事務局 <ul style="list-style-type: none">事務局のほうから、前回の質問事項についての回答を読み上げさせていただきました。その後、ごみ処理施設の関係については、本日も行政組合さんに来ていただいておりますので、行政組合さんより説明をお願いしようと思っております。まず、前回第1回の質問を委員さんからいただきましたが、現在甲良町で粗大ごみ搬出においては、曜日指定がされていますが、計画されている処理施設では、曜日指定のない受入れ可能な体制は整えてもらえるのかという御質問をいただいております。それについての回答でございますが、現在圏域内での粗大ごみの処理については、処理施設を有する彦根市清掃センターでは、平日のみの搬入を受け入れることとし、年5回の休日に臨時的な受入れをされています。一方で、粗大ごみの処理施設を有しない4町では、年2回の拠点回収が主となっておりますが、愛荘町においては事前予約をすれば、毎週木曜日、第3日曜日にも、愛知郡広域行政組合で回収さ

れているということで、1市4町の広域農振施設におきましては、一般家庭から粗大ごみを曜日等年末年始を除く年間305日受け入れる予定であり、圏域住民の粗大ごみの排出機会が大幅に増えることとなります。ただし事前予約制度を導入していない彦根市では、他の自治体と比較して一般搬入が多く、年末の受入れ時には渋滞を発生させることもあります。このことから彦根市では事前予約制度導入に向けて検討されており、新施設供用開始までには導入される予定であり、新施設においても同様の事前予約制度導入に併せ、1日の搬入台数を制限する方向性も検討をしているということです。よりまして、新施設では事前予約制度により、圏域住民の皆様が御自身の都合に合わせて搬入いただけるよう、機会が増えるものとして御理解いただけたらということで回答をいただいております。次の質問2ということで、新処理施設では渋滞予想されますので、交通事故発生の防止の措置を取り、設けてもらいたいということでございますが、こちらの回答につきましても、施設内及び周辺幹線道路の渋滞に対する懸念については、事前予約制度の導入により、1日の搬入台数を制限することや、施設構内の道路、彦根清掃センターにも100メートルほど長く設けるということで、渋滞発生のないように検討をしているということでございます。また、施設利用車両の状況に応じまして、誘導員の配置をするなど、搬入を円滑に行うことで、構内での事故発生防止に努めていきたいということで回答をいただいておりますので、前回の回答については、この文書をもって回答させていただきますので、よろしく願いいたします。あと、今後の説明と資料1も含めまして、行政組合さんに来ていただいておりますので、お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。少しお時間をいただきます。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・改めまして、皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、お手元に、本日までに配付させていただいた資料の確認ですけれども、建設下水道課様から出していただきました資料を基に、当組合から追加資料として資料1ということで、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画の概要と、資料2の事業スケジュールと、資料3の新ごみ処理施設模式図を机上のほうに配付させていただいております。資料1と2につきましては、前回5月26日に開催されました甲良町都市計画審議会様で御説明した内容から若干修正したものでございまして、資料3につきましては、前回の審議会で、追加資料の御要望をいただきましたことから作成したものでございます。本日は、前回審議会で御説明した施設整備基本計画の概要から修正した点と、追加資料の説明のほか、当組合の構成団体の都市計画審議会の開催状況についても御説明させていただきたいと思っております。まず、施設整備基本計画の概要から修正した内容についてでございますが、資料1の彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画の概要を御覧いただきたいと思います。表題の下に、令和4年8月時点更新と明記させていただいておりますが、もう前回

の審議会で御説明しましたとおり、令和11年度での新ごみ処理施設の供用開始を視野に入れた、この1市4町の一般廃棄物処理基本計画が、本年3月に策定されまして、この当該計画において、新ごみ処理施設では、容器包装プラスチックと併せて硬質のプラスチック類も資源化するという方向性を示されました。このことから、当初計画になかった硬質プラスチック類の、この圏域内の賦存量について試算したこと、また本年7月に、当該この一般廃棄物処理基本計画が1市4町で改定され、新ごみ処理施設に搬入されることとなる計画処理量が変わりましたことから、この資料の2ページ目の上段の施設規模を変更いたしました。具体的に変更数値につきましては赤字で示していますとおり、焼却施設——これは熱回収施設ですが——の施設規模については日量142トンから139トンに、リサイクル施設にあっては土曜日にも粗大ごみを受け入れるということとしたため、粗大ごみ処理施設の稼働日数を増やしたことから、日量37トンから31トンへ変更しております。次に、資料2の事業スケジュールの更新ですが、環境アセスメントの準備書の審査会日程等を修正させていただいておりますが、現在のところ、令和11年度での施設供用開始に大きな遅れが生じないものというふうに考えております。以上が施設整備基本計画の概要の修正内容でございます。続きまして、前回の審査会において、会長より、浸水等の災害対応について、被害想定と地盤高が分かるような資料や、建築物と敷地のプランが分かる資料の提出について求められましたことから、本日は、資料3の新ごみ処理施設模式図などによりまして御説明させていただきたいと思っております。現在、造成等実施設計業務におきましては、基本設計における盛土高さを見直し、軟弱地盤対策の解析を進め、対策の検討を進めているところでございます。現計画での盛土の計画高については、資料3の水害・土砂災害のリスクへの対応について、お出ししたこの資料のほうを御覧いただきたいと思っておりますが、滋賀県が公表されております宇曾川の洪水浸水想定区域については、この新施設の敷地全域にわたるものでございます。図の左側に宇曾川と、その宇曾川の堤防を記載しておりますが、水色の下のライン、下のほうの水のラインが平常時の宇曾川の水位でございます。その上の水位、水色のラインが宇曾川の想定最大規模、最大浸水高となりまして、標高でいいますと89.5メートルでございます。田んぼの標高が86.9メートル程度ということから、田んぼ面から3メートルまでの浸水ということですので、資料の6ページ目を御覧いただきますと、建設候補地を含むその周辺エリアがピンク色で示されておまして、この資料の右の上のほうに、この浸水想定最大の区域図が描いてありますけれども、ピンク色ですので、2メートルから3メートルの浸水想定最大規模のエリアということでございます。よって、この盛土計画高は、1ページ目をお開きいただきますと、まず真ん中で茶色に着色しておりますとおり、宇曾川の最大浸水高89.5メートルに、余裕高0.6メートルを加えた高さとして、標高でいいますと90.1メートルとする計画でございます。この安定した施

設稼働に必要となる重要施設については、この図で示すとおり、この造成盛土の上に配置することとなりますので、この重要施設が浸水するということは想定しておりません。また、2ページ目を御覧いただくと、敷地の西側の一部となります黄色のラインで囲われたエリアが土砂災害の警戒区域に指定されております。5ページ目には、この広範囲の地図で位置を示しているんですけども、施設整備計画では、この指定区域には重要施設の整備は行わず、平時はこの運動場、防災エリアということで利用する計画でございます。そのほか、住民説明会などで御意見いただいております軟弱地盤対策については、造成等実施設計業務において検討を進めているところですが、基本的に施設自体は、しっかりとした支持層にくいを打ち、その上に施設を建設することから、大きな震災にも耐え得るような建築物となつてまいります。この建築物以外の部分については、盛土による荷重のほか、中間層までの腐食土層などに含まれる水分を抜きながら圧熱する圧熱沈下を促進させまして、工事期間内で残留沈下量を許容量となるまで沈下させることから、施設供用開始後に、ごみの搬入等に影響が生じるというものではございません。また、地盤破戒や地盤の変形など、各種解析の結果、盛土ののり面の下など、円弧すべりや地盤変形が生じると判断される場所には地盤改良を行うなど、適切な軟弱地盤対策を実施してまいります。以上が災害対策についてでございます。最後に、組合構成団体の都市計画審議会の開催状況等についてでございますが、当組合の新ごみ処理施設整備事業については、彦根愛知犬上地域1市4町の共同事務処理として、一般廃棄物処理施設を設置することから、甲良町の都市計画審議会と同様に、他の市町においても都市計画審議会が開催されております。先月25日の都市計画案の縦覧公告以降におきましては、8月31日に彦根市で、今月の広報の中には愛荘町で審議会が開催され、同組合から御説明をさせていただきました。今後、都市計画決定がされるまでの間に開催されることとなります各市町の都市計画審議会におきましても、引き続き事前相談をさせていただくこととなりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員

- ・今後のスケジュール、最終的な答申の時期について教えてください。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・今現状、環境影響評価、環境アセスメントの評価書、最終段階となります評価書の縦覧報告をしていくのが、来年7月頃を想定しておりますので、その評価書の縦覧公告に合わせて都市計画決定を同日付でしていただくという形になりますので、それまでに、事前相談を行い来年6月頃を最終審議とさせていただきたく予定であります。

委員

- ・ありがとうございました。資料2の令和5年6月が一応最終段階ということになると

ということですね。ありがとうございます。それでは、各委員さんから御質問、御意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

委員

- ・おはようございます。資料2のほう等には今後の事業スケジュール等を設置されているんですが、そもそも地域住民に対しての、新しい施設のほうに移行していくというような周知等は、今現時点ではどのように周知されているのか、それと、今後どういうタイミングで周知していこうというふうに考えておられるか、手段とかを含めて計画があれば教えてください。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・この建設候補地がこの彦根市の意識、清崎町地区の意識調査で自治会に聞きまして以降、開催させていただいているのは彦根市の施設をお借りして、住民説明会を1回目を開催させていただいております。どういった施設ができるかの施設の計画でや、環境影響評価の進捗に合わせた住民説明会等もさせていただいております。今後はこちらで施設の整備をしていくということが決定、最終的にアセスメントが終わりまして、正式にこちらで事業を進めていくということが決定させていただきましたら、また住民説明会のほうも開催させていただくということで考えておりますけども、一応、広報での周知は住民説明会、1市4町でさせていただいても構わないような住民説明会となりますので、広報のほうでは、これまでも周知をさせて、各市町のほうで周知をさせていただいているのと、ホームページでも周知をさせていただいておりますが、また開設する場所につきましても、1市4町で報告させていただくのかどうかというところについても、今後また検討させていただきたいと思います。

委員

- ・建設候補地の周辺自治会だけでなく、1市4町それぞれの広報等で説明会の周知はしていただいているということですね。委員から質問として出ていた点のように、施設計画というのがソフトの運用の仕方と連動してくる部分だと思います。それらの点をふくめ、説明会等でも意見が出てくるとは思いますが、どういう形で反映できるか・できないかという整理をしておいていただきたい。

私から1点目は、他市町、特に彦根市からどういった指摘・意見が出ているか、主なものでけっこうですので伺いたいと思います。

2点目は、資料3で防災・災害リスク関係は整理いただきありがとうございます。施設自体、敷地自体はリスク回避の対策がなされているのは分かりました。が、搬入路の道路部分については、この高さだと洪水時には冠水すると思われそうですが、浸水や災害時の影響について想定・検討があるのか・ないのか、回答いただけますでしょうか。

彦根愛知犬上広域行政組合

- 彦根市の都市計画審議会の主に御質問いただいていたものですが、施設までのアクセス道路の整備については、彦根市が整備をしていただくということですが、そこまでの市道であったり、県道であったり、それまでのところでの交通渋滞とかあと交通安全面について御質問をいただいております。今御懸念いただいておりますのが河瀬高校の前の国道8号線、野口の信号からのところですが、そこを通過する車両が増えるのか、増えるのではないかというようなことで御質問いただいておりますが、そちらを想定される、現状から増えてくるとおられるところについては、甲良町様からのパッカー車が数台入ってくるというところと、一般の搬入も恐らくあるとは思いますが、大きく市外から入ってくるようなものもございませんので、ただ交通量が増えるというところについては、確実に増えるというところで御説明させていただきますので、これは彦根市と協力しながら、安全面が確保できるように検討していきたいというところで回答させていただいているところでございます。また、今、会長がおっしゃっていただきましたように、搬入道路の浸水のことについても御質問いただいております。そのことについてですが、彦根市が整備される道路については、今この先ほどの資料3のほうで、市道大藪金田線、標高を見ますと88.2メートルになっていますけれども、この高さに合わせて市道が接するような形になってまいります。おっしゃるとおり浸水時には、そこも浸水してしまうということですが、ここが1000年に一度の浸水想定ということで2メートル、3メートルというところでございますけれども、このエリアにつきましては、浸水の継続時間については12時間未満ということで、それまでに50センチ未満の水位になってくるようなビジョンでございます。こども、もし水つきになってしまうというような状況、12時間以上、水がつくというような状況になりますと、ここの下になります琵琶湖のほうも水位がかなり高い状況で、ここよりも琵琶湖側というところが、かなりもう浸水してしまっているような状況が想定されるわけですが、そのような大きな水害被害があるような場合については、このエリアだけでなく、彦根市内でも琵琶湖側に近いエリアというのは、かなり浸水がされているというところでございまして、収集自体がもうできないような状況というのが想定されます。やはり浸水、この記載されているのが、水が引いて以降、収集のほうも再開されるということでございますので、その間、今想定しているのは12時間くらい、搬入できない時間はあるかもしれませんが、そのような水害が発生するような場合は、市内においても、もう収集体制が取れないような状況ということで、こちらへ持ち込むのはその浸水が、水が引いてからということで想定しています。ただ、道路上にはやはり市内各地でもごみがあったりとかして、車の通行というところについても、復旧するまでに時間がかかるかもしれませんが、ただしこの施設の周辺については、この施設を整備、運営するに当たっても重機がやはり必要になってまいりますので、そんなくらの、このごみ

処理施設の周辺の市道については、その復旧の作業にも協力をしていきながら、早くごみ処理を進められるように、搬入ができるような形で、今検討しているところでございます。

委員

- ・ありがとうございます。確認ですが、資料6ページの1000年確率で、1から2メートルという想定に対して、12時間で引くという理解でよろしいですか。それとも、200年確率の方でしょうか。200年に一度だと、50センチから1メートルですか。

彦根愛知犬上広域行政組合

- ・1000年に一度では2から3メートルなんですけども、その継続時間として12時間未満ということでございます。

委員

- ・分かりました。災害時もさることながら、災害後にいろいろと廃棄物等の対応が必要だと思いますが、防災計画や施設の運用計画等で想定されているのかも知れませんが、それらについての整理・ご提示もいただければと思います。

その他いかがでしょうか。（「なし」の声あり）特にございませんようでしたら、第1号議案については以上といたします。

2 「国道8号バイパス建設計画」事前協議について

意見等

事務局

- ・すみません。そうしましたら、お手元に資料のほうを配付させていただきました。クリップ止めのほうが一式ついております。今回の説明の資料になりますので、その詳細については、国道事務所さんのほうに来ていただいておりますので、説明をお願いしようと思っておりますが、先ほどと同様、先に前回の質疑を一遍、前回の都市計画審議会におきまして質疑をいただきました内容について、事務局のほうから、質問事項と、それについての回答について報告だけさせていただきたいと思えます。その資料につきましても、クリップ止めの資料の4枚目に、国道8号の質疑回答ということですので、それを基に読み上げさせてもらう形を取らせていただきます。まず1点目でございますが、政策目標に掲げられています産業振興、観光振興について、甲良町における効果の具体を示されたいということでございますが、詳細な整備効果は今後の調査検討を進めてまいります。甲良町において効果についても整理し、説明をさせていただきますということで、個別具体の話は現時点でできませんが、新しいバイパスができることで、これまで通過交通として既存

の道路を使用していた車の転化を図ることができ、町内の既存道路の交通量が減少され効果が得られますと。それにより、事業所等の運搬時間の短縮があり、産業振興に寄与をすると考えているということでございます。また、観光施設等については、アクセスも向上しますということです。甲良町としては、この道路の活用をして、まちづくりを進めていただければということでございます。続けて、本計画において甲良町を東西に二分する盛土工法による道路整備、道路施設が提案されているが、これに甲良町の産業の衰退及び地域住民への影響、集落間の交流等にも影響が与えられるが、国としてどのような展望を考えているのか。特に地域住民にとって、隣の村や家が見えないというのは、地域活性を妨げる大きな原因であると思われるということです。国道8号は、速度の信頼性を確保するためにアクセスを集約した計画となっています。そのため国道8号彦根・東近江ルートについては、国道8号にアクセスしない既存道路が分断されることを防ぐため、かさ上げ構造とし、その結果、高さが高い位置にあります。御指摘のとおり、道路のかさ上げに伴う視覚的な分断はありますが、既存の交通はできる限り配慮したいと計画をしておりますということです。続けて、盛土工法による農業への影響、近年温暖化が進み、特に夏の高温化による水田等の横に7メートルから8メートルの盛土ができることにより風通しが悪くなり、病害虫発生が考えられる対策はあるのかということでございます。一般的な話といたしまして、盛土構造箇所については、農道、水路の分断を防ぐためのボックスカルバート等を設置することで、風通しの悪さが軽減されることを考えています。事業化後、測量を実施した上で予備設計を実施しますが、その際、ボックスカルバートについても検討し、地元の皆様との協議調整をしていただくということになっております。続けて、2枚目でございます。現在、国や県で進められている主要地方道の整備について見ても、住宅周辺の道路については高架橋工法が多く取り入れられていると思いますが、盛土工法に計画されているのはなぜかという理由でございます。彦根・東近江の都市計画手続の時点での計画では盛土構造を基本としており、河川等を妨げる箇所については橋梁構造を計画しているということです。ただし事業化が進みまして、測量等調査後に予備設計検討を行うようになっておりますが、地形や地質の状況等を勘案し、構造は変更する可能性があるということでございます。その際には、関係機関、地元の皆様との協議を進めていくということでございます。水防関係でございます。犬上川は護岸工事が行われるまで暴れ川として恐れられていたということで、名神高速道路高架下流東近江から、あのルートの区間においても堤防破壊、濁流が新道の盛土によって新たな堤防となってしまう被害が変わらないかの検証、100年に一度あるか分からない想定をすべきであるということ意見いただいた内容につきましては、今後の地形測量、道路設計を進める中で、盛土構造の設置による浸水被害、予測評価を実施した上で、必要に応じて対策を講じると、また県下関係協議をするというこ

とになっておりますので、予測の結果についての構造変更も可能性があるということでございます。また、今回のルート案について、甲良町の中心部をバイパス道路の盛土で分断してしまう、盛土をやめ、高架橋のように風通しのよい構造にすることについてということでございます。多賀町においても事業化後に測量を行った上で設計を行うタイミングで、浸水シミュレーションを行って、対策が必要な箇所については、関係機関と協議を行うことで構造変更等の可能性があるということでも回答をいただいております。今回については、この意見を基に甲良町のほうも、国道事務所さん、あと滋賀県の道路整備課さんと、3者協議を第1回の会議後に行わせていただいております。甲良町の思い、また、今の質問についての意見を集約した内容を踏まえていただけるように、町長自ら国道事務所に出向いていただきまして協議をさせていただいております。説明については国道事務所さんのほうにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局

- ・本日はお時間をいただき、ありがとうございます。お配りさせていただいた資料に沿って説明をさせていただきたいと思っております。最初に、事務局の皆様で、かなり御説明いただきましたので、その補足的なものにもなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。以下、座って説明をさせていただきます。

1枚目、道路事業の流れというふうなところになります。本日は、前回の都市計画審議会のときにいただいた御意見であったり、その後いただいた質問書に対する回答をするのがメインではございますけれども、ちょっとその説明をする上で、この情報というのは前もって説明しておかなければいけないと思ひまして、資料を追加させていただいているところがございます。道路事業の流れについてですが、これは一般的な国の道路事業をするときの流れになっております。これは道路計画から始まりまして、最後の道路の開通のところまでのフローとなっているところではございますが、我々、これまで計画段階評価でルート案を作成して、その後ルートの詳細なルートを決めて道路計画というものをやってきてまいりました。その後、地元説明ということで、この4月から5月にかけて、各市町様のところで地元説明を開催させていただいたところがございます。甲良町のほうも、5月にさせていただいたところがございます。現在の状況なんですけれども、この都市計画手続を進めるために必要な関係機関の協議や調整を今進めているところがございます。それと並行して、環境影響評価というものがありますけれども、こちらのほうも手続を進めているところございまして、こちらのほうはもう既に令和2年の頃に、環境影響評価の方法書、どんな予測評価をするのかというふうなところを決めるものでございますが、そちらのほうは既に公告縦覧をさせてもらった上で、地元説明会を開催させていただいたところがございます。今後この環境影響評価については、実際に道路ができることでどんな影響があるかという予測評価、それをまとめたものを準備書と申しますが、そちらを作成して、

また公告縦覧した上で、説明会を開催するというふうな流れになっております。その後、環境影響評価の評価書を作成して、最終的に都市計画手続と一緒に手続を完了させるというふうな流れになっております。この手続が終わった後に事業化となり、国の予算がついて事業を進めていくこととなります。まず初めにすることというのが、測量になります。現在の皆様にお示ししている図面のルートというものは、2500分の1の地形図を基に、我々のほうで計画を立てたものでございまして、それ以外にもやはり分からない部分、細かな測量をしないと確認できない部分というのが多々あります。そのために測量や地質調査をして、あとは農業関係でいえば、水路関係で各田んぼがどこから取水されているのかとか、そういった細かなところも全てこの測量の調査等々で進めていこうと考えているところでございます。ただ、測量は皆様の土地に入ることになりますので、その前には必ず測量立入りの説明をした上で、了解いただいた上でやらせていただこうと考えております。そういったことで細かな情報を集めて、予備設計というものに入らせてもらいますが、ここで初めて機能復旧道路や田んぼ等であれば、どこまでが影響があるのかというのを考えた上で、あぜをどういうふうにするのか、あとは水路の取付けを変えるとかというところ、このあたりを検討させていただきたいと考えております。それが終わった後に、管理者協議、地元説明ということで、こちら側の細かな設計協議というものをすることになります。この中で、先ほど質問書の回答の中にも書いていただいておりますが、浸水のシミュレーション、これを予備設計、関係課の協議の中で進めていくことになると考えていただければと思います。今後、協議を終えた上で、必要な構造が決まっていきまして、それで道路に必要な行事が決定するわけですが、その後、用地幅杭 \leftrightarrow の設置をし、用地調査、用地交渉等々を進めていくこととなります。ある程度、用地が買収できた段階で詳細設計に入るんですが、こちらは構造の変更ではなくて、この予備設計で決まった構造に対して、工事発注に必要な図面を作ることで、詳細設計のほうをやらせていただくこととなっております。その詳細設計を踏まえて、工事を発注するのですが、その工事のときに皆様に迷惑にならないように説明会というのをまた工事説明会ということでやらせていただこうと考えております。その後、工事を進めていながら道路の開通をするというふうな流れになっております。現在の状況というのは、地元説明から都市計画決定の手続を進めていく中のいろいろな調整をしている段階でございます。今の都市計画でお示ししている図面の構造が、このまますぐ工事発注、用地買収に進めていくものではなくて、測量やシミュレーション、予備整備を行いながら、地元の皆様ともお話しして、あとは関係機関の皆様、甲良町様を含めてですけれども、協議をしながら構造を決めていくというふうな流れとなるということで、御理解いただければと思います。ちょっと前段の説明が長くなりましたが、道路事業の流れについて説明をさせていただきました。続きまして、こちらの質問書の回答の中でも書かせていただいておりますが、構造変更のお話について御説明をさせて

いただきます。申し訳ありません。本来であれば今日の段階で協議を完成させて、これで進めていきたいと思っておりますというふうなことを言いたかったのですが、ちょっとまだ間に合わずに協議中というふうなことを書かせていただいておりますが、我々としても、この形で進めていければというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。続きまして、3つ目、質問書に対する回答の部分についてちょっと補足になりますけれども、説明をさせていただきたいと思っております。こちら政策目標に掲げられている産業振興、観光振興について、甲良町内における効果を具体的に示されたいということで、申し訳ありません、ちょっと文章の中では、8号バイパスそのものについての効果が記載ができていなかったのもので、そこを補足させていただきます。そもそも国道8号ができることで、甲良町からのアクセス、甲良町内から8号のほうにアクセスして、彦根や近江八幡のほうに行き来がしやすくなるというのが、まず大前提であります。反対に、甲良町外からこの8号バイパスを通ってきた方が甲良町に来やすくなるというのも1つあります。その結果、甲良町のランプ接続のところから降りて、要は回遊するような方々ももしかしたら増えるかもしれないというふうなところで、そういったところで観光振興についても寄与するのではないかとというふうに考えているところでございます。ちょっと補足として御説明をさせていただきました。それ以外のところについても、今日は今の段階ではなかなか構造というのがまだ決まっていないところ、予備設計の段階で決めなければならないところでありまして、回答のいたらない部分もありますけれども、今後またしっかり協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、引き続き御理解いただければと思います。次の資料ですが、表紙のところ、彦根・東近江計画段階評価の手続についてというふうに書かれておるものでございます。これは、前回の都市計画審議会のときに、山側ルートに決まった経緯、合意形成のプロセスについてしっかり説明をするようにというふうな御意見をいただきまして、それを説明するための資料となっております。この彦根・東近江につきましては、計画段階評価という手続を踏んでおりまして、この計画段階評価というのは、国土交通省が進める事業のうち、道路事業について新しく事業化する事業につきましては、地域の課題を集めて、あと地域の意見を聞きながら複数案を検討した上で、基の資料を決めるというふうな手続をするように決められておりまして、その手続を進めていたところでございます。実際は、平成28年12月からスタートして、令和元年6月に終わっているところでございますが、その間、第1回、第2回、第3回と地方小委員会の有識者の皆様に諮る委員会を3回やらせていただきまして、その間に、地域の意見聴取ということでアンケート調査や事業者の皆様にヒアリング等々を行わせていただいております。具体的な資料、具体的な内容については、次のページから少し説明をさせていただこうと思っておりますが、大まかな流れとしまして、第1回の地方小委員会、左側ですが、こちらのほうでは、まず地域の現状と課題というものを整理した上で、その課題に対する政策目標の案を説明し、協議に

諮ったというところでございます。その後、その目標とか課題についてアンケート調査をするための内容についても確認をした上で、次のステップを平成29年3月に、地域の意見聴取というものをしております。その意見聴取を取りまとめた上で、平成30年7月に第2回の地方小委員会でお諮りさせていただきまして、意見聴取、結果の確認をしながら、政策目標というものを、もともと案だったのを設定する、案を取って設定すると。その目標に対して複数案を、今回の場合であれば3案を説明させていただいて、それを比較するというふうなところまで、2回目の委員会で提示させていただいた上で、2回目の意見聴取を行うというところでございまして、そちらは平成30年9月に第2回意見聴取ということで、複数案のルートというのも提示しながら、既設の3つのルートのどれがいいかという聞き方ではなくて、皆様が道路を整備する上で必要な、重要視するものは何かというのを聞くというような形で、意見聴取をさせていただいております。そういった意見を踏まえて、第3回の地方小委員会を開催して、意見聴取をするということと、あと対応方針案、これは山側ルートに決まるというふうなところの案を検討し、結果をお示しした上で、小委員会のほうに諮ったというふうなところでございます。この小委員会、計画段階評価の手続が終わったので、その後対応方針の決定ということで、山側ルートに決まったというふうな流れでございます。その後の山側ルート、1キロ幅になってくるんですけど、その中で、詳細なルートを決めていくのは、こちらのほうでもさせていただいた上で、今回4月、5月に地元説明会を開かせていただいたというふうな流れになっております。これ以降は、地方小委員会、第2回から第3回までの資料を抜粋させていただいております。こちらの地方小委員会は、近畿地方整備局のホームページにも載っております、公表されている資料でございます。その中から抜粋をさせていただいております。第1回地方小委員会、平成28年開催の政策目標の設定というところを説明させていただきます。もちろん一帯のところで、地域の課題というものを整理して、産業であったり業界であったり、観光であったりというところの課題というものを整理した上で、政策目標、4つの政策目標を設定していくというところでございます。同じく政策目標の設定ですけれども、政策目標の案ということで政策目標、こちらは産業振興の促進、交通の円滑化、交通安全の確保、観光振興の促進というふうな4つの柱を基に設定をしまして、その中で対策検討をするというふうなことをお示しさせていただいております。ここまでが第1回の地方小委員会という形になってございまして、その後、アンケート調査をさせていただいたところでございますが、次のページ、アンケート調査の実施となりますけれども、平成29年3月から3月15日の間で意見聴取をさせていただきまして、1つが地域にお住まいの皆様、無作為抽出ではございますが、郵送でのアンケートをやらせていただいたのと同時に、あと道路利用者、これは地域の皆様も含めてなんですけれども、ウェブアンケートや道の駅にアンケートを置いて、それで回収したりというふうなことをやらせていただいております。あと、沿線

の事業者の皆様にも、無作為抽出でアンケートを送付させていただいたところ
でございます。それに加えて、関係団体、下のほうになりますけど、ヒアリング調査
で意見聴取というものをさせていただいております。実際のアンケート調査より、第
1回地方小委員会で我々が整理した地域の課題というものを皆様の住所とか、お集ま
りの場所とかというのを聞いた上で、その地域の課題について、それぞれ渋滞とか、
生活道路、事故の発生とか、事故の話、そういったところについてどう思うかという
ふうなところをお聞きさせていただいております。このアンケートやヒアリング結果
を集約した上で、第2回の地方小委員会、意見結果の確認ということで、意見結果の
取りまとめをさせていただいております。その第1回意見聴取の結果の取りまとめ
ということで、現状の道路について、産業に関する意見、渋滞に関する意見、事故に関
する意見等というので、出てきた意見を整理させていただいたところでございます。
これを整理した上で、次のページになるんですけども、政策目標を決定した上で、
複数ルート の 提示をさせていただいております。緑の案が山側ルートとしまして、今
設定させてもらっている部分でございます。赤色の部分は、もともと彦根市域のほう
に都市計画道路を設定しておりましたが、それを活用するようなルートで設定してお
りました。3つ目が、国道8号、今走っている国道8号を現道を確保するような案、
この3つの案をお示しさせていただいたところでございます。この案をこれから検討
するに当たって、地域の皆様の意見を聴取もしなければいけないということで、次の
ページ、第2回のアンケートの調査を実施させていただいたところでございます。こ
ちらも地域の皆様に無作為抽出で郵送配布、あとはウェブアンケートをさせていただ
いているところでございます。また、ヒアリング調査というところも実施している
ところでございます。アンケートの2回目の概要となっておりますけれども、こちらの
ほうでは、第1回のアンケートの結果をお示した上で、その後で地域の課題とかを
もう1回整理して、その上で複数案というものを御提示させてもらっております。こ
れはアンケートの中に入れてもらって、見ていただくふうな形になっておりま
す。その上で示したルートについて、どのように感じるかというふうなお話やあとは
道路を整備する上で、皆様が重視することは何かというふうなところをお聞きする
ようなアンケートになっております。このアンケートの結果を踏まえて、第3回の地方
小委員会を開催することになりますが、まずはその意見聴取の結果の取りまとめとい
うふうなところで整理をさせてもらっておりまして、ルート案については効果的だ
と思う割合が約8割を占めており、効果的だと思わない割合は1割を下回るというよ
うな話であったり、あとは政策目標に関する事項については、産業振興の促進、渋滞の
緩和、交通安全の確保、配慮事項に関しては、生活環境、騒音対策に関する内容が多
かったというふうなところを整理させていただいております。このような意見も踏ま
えて、我々の中でも検討した上で、対応方針案の検討ということで、山側ルートが最
も適しているというふうなところで、第3回目 の ときに提示させていただいたところ

でございます。なお、第3回の地方小委員会を開催する前に、自治体の皆様への意見照会をさせていただいておるところでございます。滋賀県様を含め沿線の自治体にも意見照会をかけさせていただいています。その上で確保しました、もちろん附帯意見はありますけれども、対応方針案については、どういったらいいかというふうなところで、この第3回の小委員会の際に、自治体への意見照会のことというものをお示しさせていただいたところでございます。こういった形で地元の皆様にも御意見をいただきながら、対応方針が分かるというものを説明させていただきまして、対応方針案の設定というところで、整理をさせていただいたところでございます。令和元年6月に、この対応方針案を設定して、そのときに、今後の流れなんですけれども、令和元年6月から対応方針を決めて、詳細の構造の検討をして、都市計画について行うということで、今進めているというふうな形でございます。早口となりましたが合意形成のところについての説明をさせていただきました。その次の資料となります。前回の審議会の際に御意見いただきました既存の道路との関係性、要は分断されるのかどうか、ちょっとその辺が分かりにくいので、整理するよというところで御意見をいただきまして、その資料について御説明させていただきます。この資料は、現在まだ協議中となっております。1枚目、2枚目、3枚目のところ、それぞれ今の道路が通れなくなるかどうかというところ、都市構造とか運行場所とか書いているところは、8号には接続はしませんけれども、下を通ることができるような形で全部整理しているところでございます。あわせて、水路につきましても、要は道路の下が通れるような構造で今検討しているところでございますが、この水路、ボックスにつきましても、我々はまだ測量を行っていないところでございます。この地形図からは判別できない、例えば農道とか、そのあたり、もしかしたらあるかもしれませんので、そのあたりは、測量をした上で皆様の利用実態とかをお聞きしながら、どこにボックスを置くかというところは、再度協議していくことではございますが、現状この地形図上見ているときに、要は分断をしないように、今計画はしているところでございます。簡単になりましたが、説明を終わります。次の資料に移らせていただきます。こちらの都市計画審議会、前回のときにお示し、御意見をいただいて、本来であれば、国道8号バイパスを要はアイレベルで見られる絵をお示しするというふうなことを言われていたところでございますが、申し訳ありません。ちょっと今まだ橋梁構造を検討中のため、そちらの絵がまだできておりませんので、ちょっとその代わりにはなるんですけれども、ほかのバイパスで既にできているところとか、そういったところの絵をイメージ図としてお示しさせていただきたいと思います。今お示しされてもらいますのは、国道161号、そちらのほうで我々バイパス事業を進めているところでございますが、後ほど甲良町様と同じような7メートルの盛土の高さのところは1か所ありまして、そちらのほう、近景、遠景あとは側道等の周辺高さが分かるような絵を示させてもらっております。ちょっと、こちらの部分、盛土構造が一部擁壁

で壁建てになっておりまして、なかなか全く同じとはいえないんですけども、盛土ができると、このような形に近くなるというふうなところで御確認いただければと思います。次のページなんですけれども、橋梁構造がどんなふうになるのかというのは、イメージ図としてお示しさせていただきます。実際、橋梁の構造の形というのはいろいろありますので、全くこれと同じものができるというものではないんですが、イメージとして見ていただければというふうに思います。そちらも大体七、八メートルの高さの構造となっておりますが、大体このような形でもし道路ができた場合は、こんなイメージになると参考に見ていただければと思います。補足でございますが、これもフォトモンタージュといわれる、いわゆるCG画像でございます。実際、道路ができた場合は、この高架下とかも国の用地となりますので、立ち入りはできないようにフェンスを設置させていただきますので、この橋梁の周りにはフェンスがばっと建ち並ぶというふうなイメージを持っていただければと思います。ちょっとここは、すみません、説明不足で申し訳ないんですけども、御理解いただければと思います。最後ですけども、こちらも前回の審議会の中で御意見いただきまして、地元説明会等々をこれまでやる中でのQ&Aを整理するようというふうなところでございまして、こちら前回、令和2年のときに環境影響評価方法書を実施したときのQ&Aのお話であったり、あとは前回5月21日に開催させていただいた事業説明会の質問に対する回答というものを整理させていただいております。こちらは甲良町様とも協議をさせていただきながら進めていこうと思っておりますが、今後また地元説明とか協議とかをする中で、質問等々があれば、そのあたりも追加していこうと考えておりますので、引き続きここはブラッシュアップしていければと思っております。これは参考にと載せさせていただきました。以上で我々のほうの説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員

- ・ありがとうございます。前回ご質問ご意見いただいた点について詳しくご準備・説明いただけたかと思いますが、本日の点、その他ふくめ、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

委員

- ・今回ご説明いただいた内容ふくめ、引き続きご質問ご意見等あれば、事務局に寄せていただきたいと思っております。

が、今後のスケジュールはどうなっていますでしょうか。県都計審、町都計審、住民説明会など、現段階の想定でけっこうです。

事務局

- ・事務局より先に説明させていただきます。スケジュールにつきましては、11月もしくは12月、その辺のスケジュール感が少し前後するかも知れませんが、この国道8号についての甲良町の意見をまとめた回答ということで、決裁を取るような格好を想定しております。これは甲良町だけにかかわらず、関係市町が同じようなタイミングで、県のほうへ都市計画審議会が開かれますのでその市町意見という取りまとめを先に行う必要性が出てきますので県との協議については、今申し上げたスケジュールで聞いておりますけれども、県のほうも、これが前後する、全体のスケジュールが遅れることとなります。まだそこは細かくは聞いておりませんので、分かり次第、そこについてはお示しさせていただくことになろうかと思っております。

近畿地方整備局

- ・11月、12月というか、大体それぐらいの目標でやりたいとは思っているんですけども、ちょっと遅れるかもしれませんので、御了承いただければと思います。以上でございます。

事務局

- ・恐らくですが、ルート、今この案がもう少し煮詰まって、国のほうもこれでという段階になれば、また住民説明会になりますので、今のスケジュールを遂行していくということになれば少しタイトになります。恐らく都市計画審議会を行うまでに住民説明会ということになりますので、恐らくまたそういったところで、今回のルート、今回計画概要、ちょっと変えた内容を説明しながら、まとめた流れで譲歩できたというか、考えた案に変えてもらえたなというほうを理解していただけるといいかと思っております。そういった意味で、住民説明会が開催され、その後また都市計画審議会を甲良町が開くというような流れになろうと思っております。それについては、住民説明会については周知の方法を考えながら、前回少し少ないというような御意見もいただきましたので、もう少しいろんな方に来ていただけるように、会場の入っていただける人数の制限はあるとは思いますが、そういったことも踏まえながら、御了承いただけたらと思います。以上です。

委員

- ・ありがとうございます。県で都市計画決定することで、実質的にスタートという形となりますが、県都計審は想定では、来年度に入ってからですか、年度末ですか。

近畿地方整備局

- ・まず、原案の作成をするのが大体年度末で、来年度に入ってから公告縦覧というふうなところで今考えております。

委員

- ・分かりました。来春あたりに県都計審でこの路線で決定という段階があり、その前

段階で関係市町から町都計審で意見を答申するというのが、スムーズに行って11月から1月ぐらいのタイミングになると。住民説明会が、さらにその前ということだと、10月に住民説明会はできそうですか。

近畿地方整備局

- ・それが、ちょっとそこは甲良町様とも調整させていただきたいなど、周知期間とかもあるかと思しますので、我々がまず確定させないといけないところを、申し訳ありませんか。

委員

- ・いずれにせよ、国交省で最終調整いただき、この案で地域に出して問題無しという段階になったら、10月頃から住民説明会等が進んでいく、というスケジュールで考えていただければと思います。今日の資料をベースにした形で、住民説明会に入っていく形になると。住民説明会に向けた段階で、またご意見等あれば個別にも受け付けると。もちろん住民説明会の中で受け付けることも可能であると。
その他、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

委員

- ・イメージとして、今日確認した図面の写真があるということで非常に分かりやすかったです。ありがとうございます。
原則的な話をされまして、橋脚の下は国道ですから国の土地ということで、そのとおりでございます。そのために入れないようにフェンス等を設けていかれることになろうと思います。ただし、甲良町の中心の道路ですので例えばよく散歩に行かれていますということであれば、ポケットパーク的なことをしてほしいなど、ベンチがあるといいなどというような要望があれば、ちょっとそういうとこの道をつくっていただければと思いますので、原則的な話は分かりましたので、よろしく願いしたいと思います。

近畿地方整備局

- ・まだこれは確定事項ではないので、ちょっとほかの事例ということでお聞きいただければと思うんですが、実際高架下については先ほど申したとおり原則フェンスをかけるという形なんですけれども、連続高架のところは、ほかの事例で申しますと、自治体様のほうが利用申請とかをいただく、高架下の利用とか占用とかをしていただいて、そういった公園だったり、ポケットパークであったりとかいうので、活用されている事例もあります。ここはまだ今決まっていないので、これからまた甲良町様とも協議させていただきながら、事業が完成した後ぐらいですかね、完成するめどが立ったぐらいのときから、またちょっと説明させてもらおうと思いますので、そこも皆様、御留意いただければと思います。よろしく願いいたします。

委員

- ・実際どう活用するかというのは、町とか地元さんの連携が必要になると思います。そこで手を挙げれば、先行事例もあるとのことですので、上手な活用の仕方を検討していくのは、町の宿題でもあるかと思います。
その他、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

委員

- ・冬季、積雪なんかによっては高架のほうが除雪等々は大変なのか。

近畿地方整備局

- ・橋梁は雪よりも、まず寒いときに、ちょっと道路がぬれていると盛土構造のところよりも冷えやすいというのがあって、凍結がかなり厳しいところがございます。そこから辺は、もちろん散水であったり、塩をまくとかというふうなところで対応すると思いますけども、やっぱり橋梁は橋梁での対策というのは、しっかりやろうと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員

- ・分かりました。ありがとうございます。

委員

- ・高架については、メリット・デメリット両方あると思います。今回ご意見いただいた高架下のこととか、コストとか、凍結とか、継ぎ目の音が発生するとか。高架のメリット・デメリットをご提示いただくと、住民さん・関係者の検討に供すると思います。必ずしもメリットだけではないという点を、ご理解いただいております。ご必要かと思っております。
その他、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

委員

- ・これは県市町のものかと思いますが、現状のハザードマップは提示できますよね。バイパスがつくられたらマップは、シミュレーションしないと分からないということだと思いますが、現状のハザードマップ1000年確率と200年確率の浸水等のリスクは、また資料としてご提示ねがいます。
先ほどの盛土の場合に浸水する可能性といった話は、実際に設計してみないと分からないのでしょうか。ひとまず、現状のハザードマップ等をご提示ください。
それと、計画段階のプロセスについても丁寧にご説明いただきありがとうございました。確認ですが、その段階で住民等への説明会的なものはなされたのでしょうか。アンケートで知った人というの、無作為抽出で送られてきてたまたま知ったということですね。

近畿地方整備局

- ・この彦根・東近江の計画段階評価の手続のときには、おっしゃるとおりアンケートもしくは事業者の方にヒアリングのみでありまして、地元説明会の形というのは取っていない状況でございます。

委員

- ・例えば、広報とか、住民向けの周知は何かあったのでしょうか。

近畿地方整備局

- ・住民の皆様に一斉配布というふうな形はしていないところでございます。まずは、そのアンケートを郵送配布された方には、そのままお送りすることになるんですが、ウェブアンケートにつきましては、滋賀国道事務所、あとは滋賀県、あとは甲良町様を含めた、それぞれのホームページのところでウェブアンケートにリンクできるように広報させていただいておりまして、その中で、お示ししているような形となっております。積極的に全戸配布というところまではやってはおりませんが、そういったところで皆様に見ていただく機会というのは、なるべく増やしているような形で、当初は対応していただいております。

委員

- ・分かりました。とすると、例えば第2回アンケートに出てくるルート案は、アンケートが来た人以外は見えていないということですね、一般には。1案・2案・3案の絵とかは。

近畿地方整備局

- ・さようでございます。

委員

- ・ルート決定についてですが、アンケートではルート案ごとに評価していただいたのでしょうか。示したルート案・ルート帯についてお聞きしますとなっておりますが。これは、1案の場合、2案の場合、3案の場合という形で聞かれたのですか。

近畿地方整備局

- ・いえ、それぞれのルート帯を比較評価するような形ではないです。

委員

- ・住民・地域が、この3つの案の選出にかかわれたとか、また、山側ルートの確定プロセスに参加できた上で決まった訳ではないという理解でよろしいですね。

近畿地方整備局

- ・そうですね。そこはそういう形であります。

委員

- ・分かりました。あと、町としては、この令和元年6月14日の意見照会に際して、町の中での確認や意見伺いなどはあったのでしょうか。第3回小委員会に向けた意見照会において。

事務局

- ・甲良町町長名で回答を、滋賀国道事務所さんに出させてもらっている文書がついていますが、それに合わせては、関係課、特に大本はもう建設水道課が、建設事業関係については、うちの課でございますので、あと産業振興、農業振興についての部分が一部あると思いますけれども、そういったところは産業課ということで、一応課の中での内容確認等はしております、それに基づいた回答を、主担当課である建設水道課経由で出させてもらっているということでございます。

委員

- ・役場外に対しての照会は特にしていない。

事務局

- ・庁舎外への照会はしていません。

委員

- ・分かりました。前回指摘の点でしたので、前提として押さえておくため確認させていただきました。

甲良町町長名で出している第3回小委員会に向けた意見照会では、1番、2番で一定同意していくという回答となっておりますが、3番に挙げているように「事業実施に向けて、当町を通過するため、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響に配慮するとともに、農産業に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いいたします」という意見を付けていますので、引き続きこれらの点も充分ご留意ご対応いただきたいと思います。

その他、ご質問ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。本日の審議内容や資料詳細をご確認いただき、またご質問ご意見等あれば、遠慮なく事務局までご連絡ください。それでは、2号議案については以上といたします。ありがとうございました。本日の議事は以上となります。事務局に進行をお返しします。

事務局

- ・ありがとうございました。事務局より連絡です。先ほども少しスケジュールの話が出ましたが、次回、第3回の都市計画審議会については、国道8号バイパスの関係がメ

インの話になろうかと思えます。先ほどもスケジュール、11月、12月とは申し上げましたが、滋賀国道さん、あと滋賀県、あと甲良町、進捗も踏まえながら住民説明会のスケジュールもありますので、そういったことを踏まえて、日時については不透明では少しありますが、一応年内ぐらいが今は濃厚かと思っております。そこについては、改めて日程等が決まりましたら、今回同様連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。本日の議案につきましては、全て終了とさせていただきますので、第2回の都市計画審議会は、これにて終了といたします。本日は誠にありがとうございました。

(以上)